

第 8 回線引き見直しに関連する

都市計画変更に係る説明会について(お知らせ)

日ごろより、本町の都市計画行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第 8 回線引き見直しとは、おおむね 10 年後の将来人口予測のもと、「都市計画区域について定める方針」を見直すとともに、市街化区域と市街化調整区域に区分する「区域区分」を見直すものであり、都市計画の根幹をなすものです。

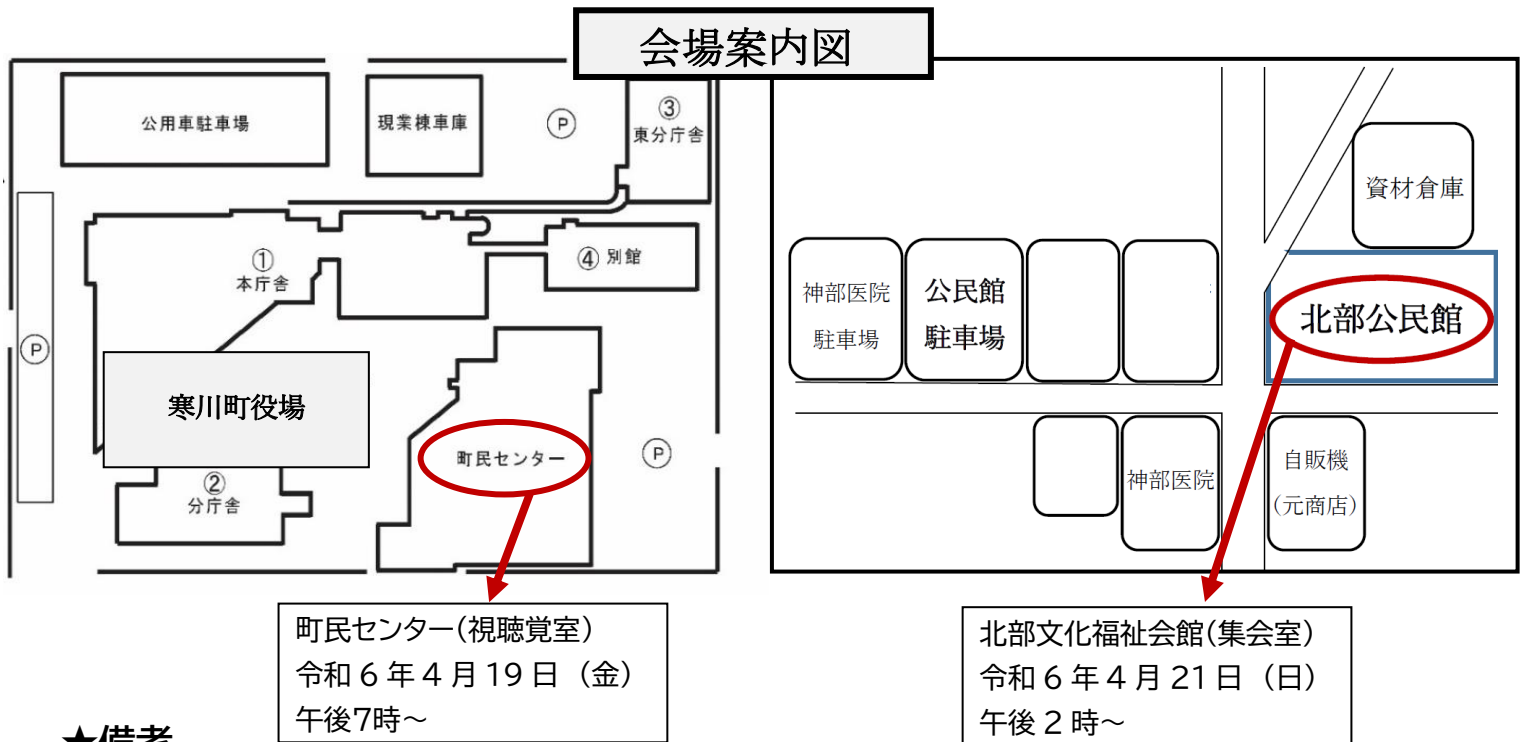
本見直しは、計画的な市街地の形成を図り、持続可能な魅力あるまちづくりを目指すために定期的に行っており、今回第 8 回目の見直しとして、社会経済情勢の変化を踏まえた内容で変更をするものです。

この素案について、次の日程のとおり説明会を開催しますのでお知らせします。

内容	日時等	開催場所
都市計画変更素案説明会 ※説明会は両日とも同じ内容となります。	令和 6 年 4 月 19 日(金) 午後 7 時～	町民センター 視聴覚室 (1階)
	令和 6 年 4 月 21 日(日) 午後 2 時～	北部文化福祉会館 集会室 (1階)

県決定案件: 茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整開保」という。)、
都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針

関連町決定案件: 茅ヶ崎都市計画 用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域



★備考

- ・事前の申し込みは不要です。
- ・受付開始時間は説明開始30分前となります。
- ・駐車場台数に限りがありますので、できるだけ徒歩・自転車等でお越しください。

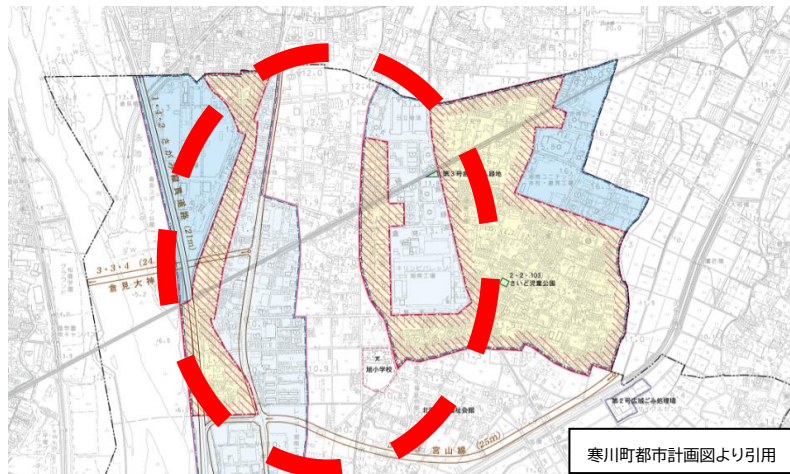
今回の主なポイント

1. 方針の見直しについて（県決定案件）

社会経済情勢の変化を踏まえ、整開保、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針と呼ばれる各方針の見直しを行います。

2. 区域区分の見直しについて（県決定案件）

（1）区域区分(保留区域)について



ツインシティ倉見地区については、前回の第7回線引き見直し(平成28年11月告示)において、市街化区域への編入を保留する「一般保留区域」として位置づけをしています。

今回の第8回線引き見直しにおいても、見直し期間内のまちづくりの実現を見据え、「一般保留区域」としての位置づけを予定しています。

（2）区域区分(即時編入)について

町内全域に対して、道路整備、河川改修等により、区域決定境界の地形地物に変更された区域の見直しを行います。

3. 用途地域等の地域地区の変更について（関連町決定案件）

②-(2)の変更に関連した案件として変更が必要となる、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更について、素案を取りまとめました。

★問い合わせ先

・都市計画説明会に関すること

寒川町都市建設部都市計画課 都市計画・開発指導担当

TEL:0467-74-1111 内線 324

・ツインシティ倉見地区(まちづくり)に関すること

寒川町都市建設部倉見拠点づくり課 倉見拠点づくり担当

TEL:0467-74-1111 内線 741